

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	公文書公開請求に対する決定		
根拠例規及び条項	多治見市情報公開条例(平成9年条例第22号)第10条第1項		
所 管 部 課 名	総務部 総務課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市情報公開条例施行規則(平成9年規則第128号)	
	基 準	条例第6条から第8条までの規定による。	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	条例第10条第5項の規定により14日(閉庁日を含む。)以内。ただし、年末年始等やむを得ない理由があるときは、同条第6項の規定により28日以内。	
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 14日以内又は28日以内	
	設定年月日	平成15年2月18日	最終変更年月日
備 考			